

乙第1号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月2日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として平成29年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第24条の2中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「第32条第15項の申告書」を「第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第43条第2項中「第75条の2第6項」を「第75条の2第8項」に、「第75条の2第3項」を「第75条の2第5項」に、「第75条の2第5項」を「第75条の2第7項」に改め、同条第3項中「第75条の2第3項」を「第75条の2第5項」に、「第75条の2第5項」を「第75条の2第7項」に改める。

第44条の2第1項中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は同項に規定する条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第52条第1項第2号中「特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該知事が指定する月数の」を「次に掲げる場合には、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（次号において「定款等」という。）の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

イ 当該法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する3月を超える月数の期間内

第52条第1項第3号中「特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該知事が指定する月数の」を「次に掲げる場合には、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

イ 当該連結親法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する4月を超える月数の期間内

第54条の3第1項中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は同項に規定する条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第160条中「又は法第349条の3」を「、法第349条の3又は法第349条の3の4」に、「よつて」を「より」に改める。

附則第12条の2第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第14項で定めるもの」を削り、「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に、「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条の2第5項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第27項で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は附則第15条の4第

6項から第11項」を「第2項から前項まで又は附則第15条の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第25項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前2項又は附則第15条の4第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は附則第15条の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号アを削り、同号イ中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2第4項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ロ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2第4項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ロ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

- b 平成21年輕油輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第4項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第4項第2号エ及びオを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項又は附則第15条の4第6項から第11項」を「前3項又は附則第15条の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン輕中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン輕中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2第3項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン輕中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこ

と。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2第3項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第3項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第3項第2号エ及びオを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第15条の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第112条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて

得た数値以上であること。

附則第15条の2第2項中「(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第15条の4において同じ。))」を削り、「附則第15条の4第6項から第11項」を「前項又は附則第15条の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。))」を削り、同号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2第2項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項で定めるもの（以下この条及び附則第19条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第18項で定めるもの（以下この条及び附則第19条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第21項で定めるもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第22項で定めるもの（以下この条において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2第2項第2号エ及びオを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第15条の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課

する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第112条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(i) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(i) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則

第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第9項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定めるもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第1項の次に次の1項を加える。

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)のうち、車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)を受けるものの取得(附則第15条の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第112条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第19条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項で定めるもの（以下この条及び附則第15条の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の4において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号中「天然ガス自動車」を「法附則第12条の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車」に改め、同項第3号中「附則第4条の4第4項」を「附則第4条の4第5項」に、「附則第4条の4第5項」を「附則第4条の4第6項」に、「附則第4条の4第6項」を「附則第4条の4第7項」に改め、同項第4号中「法附則第12条の2の2第2項第4号」を「法附則第12条の2第2項第4号」に改め、同項第5号ア(カ)中「100分の180」を「100分の195」に改め、同項第7号中「法附則第12条の2の2第2項第5号ニ」を「法附則第12条の2第2項第6号ハ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「法附則第12条の2の2第2項第5号イ」を「法附則第12条の2第2項第6号イ」に改め、同号を同項第7号と

し、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第12条の2第2項第5号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の4第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の4第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2第3項第1号」を「附則第15条の2第4項第1号又は第5項第1号」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の150」を「100分の180」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2第3項第2号エ又はオ」を「附則第15条の2第5項第2号ウ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の4第4項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の4第5項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の4第6項から第8項までの規定中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第9項中「平成29年3月31日（第4号）」を「平成31年3月31日（第3号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「（第11項）」の次に「及び第12項」を加え、「この項及び第11項」を「この項から第11項まで」に改め、同項第2号中「この項及び第11項」を「この項から第11項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「前項第4号」を「次に」に、「当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日」を「第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第15条の4第11項中「平成29年3月31日（第5号）」を「平成31年3月31日（第4号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第5号を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第15項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2

第15項で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の4の次に次の1条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第15条の5 法附則第12条の2の5第2項の規定の適用がある場合における法第129条第2項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、法附則第12条の2の5第2項の規定による不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 法附則第12条の2の5第2項の規定により法第129条第2項の規定を適用する場合には、通知書により、これを納税者に通知する。

3 自動車取得税の納税義務者は、前条の通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額及び法第130条第2項の規定による延滞金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付しなければならない。

附則第16条に次の2項を加える。

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに法附則第12条の2の7第5項各号の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第122条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第4項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を法附則第12条の2の7第6項の規定により船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第122条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第4項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第19条第1項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項第2号中「この号」の次に「及び第4項第2号」を加え、同項第4号中「次項」を「次項から第5項ま

で」に改め、同項第5号中「除く」の次に「。第4項第5号において同じ」を加え、「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第7項で定めるもの」を「平成21年輕油軽中量車基準」に改め、同条に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第10項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第11項で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、平成30年輕油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第

5条の2第16項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の次に次の1条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第19条の2 法附則第12条の4第2項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の規定による不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産

の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 6 改正前の沖縄県税条例附則第12条の2第2項に規定する漁業近代化資金で地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定めるものの貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 8 新条例附則第16条第4項及び第5項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、沖縄県税条例附則第15条の2から第15条の4までを削る改正規定中「第15条の4」を「第15条の5」に改め、同条例附則第19条の改正規定の次に次のように加える。

附則第19条の2を削る。